

IoT 社会の実現に向けた高速 PLC（電力線通信）でつながる家庭用機器に関する実証

1. 申請者：パナソニック株式会社 代表取締役社長 津賀 一宏（平成 30 年 12 月 19 日申請）

2. 主務大臣：経済産業大臣（平成 30 年 12 月 26 日認定）

3. 実証計画の概要

- (1) 電気用品（テーブルタップ、照明器具、電子レンジ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）に対して高速 PLC 装置を組み込む改造を行った試作品を、事業者敷地内のモデル住宅等において使用し、通信・放送と共に存ができるレベルの通信信号の漏洩であるか、当該試作品および他の電気用品が誤動作しないかを確認する。
- (2) 実施期間は 2019 年 4 月～2019 年 6 月末までの 3 か月間。

4. 実証の意義

- ・世の中の様々な物がインターネットにつながる世界においては、家の家電製品もインターネットにつながり、各家電が連動して人々の暮らしに寄り添つたサービスの提供が期待される。
- ・本実証の結果等を踏まえ、高速 PLC 装置を搭載した電気用品に係る技術基準解釈（通達）の改正につなげることで、製品化が促進され、家のあらゆる家庭用機器がつながる新たなホームネットワークの基盤の構築が促進される。

5. 新技術等関係規定に違反しないことの考え方

本件実証で使用する試作品は、電気用品安全法第 8 条第 1 項第 2 号の「試験的に製造」するものであり、技術上の基準への適合義務が課せられるものではない。

○電気用品安全法

(基準適合義務等)

第8条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- 一 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。
 - 二 試験的に製造し、又は輸入するとき。
- 2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

○電気用品の技術上の基準を定める省令

第四章 雑音の強さ

第十八条 電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605 商局第3号）

本解釈は、電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものである。

（略）

なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。